

臨床研修制度の検討に関する規定

- 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令
(平成14年12月11日厚生労働省令第百五十八号) (抜粋)

附 則

- 4 厚生労働大臣は、この省令の施行後五年以内に、この省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。